

令和2年第4回西会津町議会臨時会会議録

1. 招集日 令和2年5月15日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 令和2年5月15日
2. 閉 会 令和2年5月15日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 荒海正人	5番 猪俣常三	9番 多賀剛
2番 上野恵美子	6番 三留正義	10番 青木照夫
3番 小林雅弘	7番 小柴敬	11番 清野佐一
4番 秦貞継	8番 伊藤一男	12番 武藤道廣

2. 不応招議員

なし

令和2年第4回西会津町議会臨時会会議録

令和2年5月15日（金）

開 会 11時15分

閉 会 12時20分

出席議員

1番	荒海正人	5番	猪俣常三	9番	多賀剛
2番	上野恵美子	6番	三留正義	10番	青木照夫
3番	小林雅弘	7番	小柴敬	11番	清野佐一
4番	秦貞継	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄友喜	商工観光課長	岩 渕 東 吾
副 町 長	大竹 享	農林振興課長	矢 部 喜代栄
総 務 課 長	新田新也	建設水道課長	石 川 藤一郎
企画情報課長	伊藤善文	会計管理者兼出納室長	成 田 信 幸
町民税務課長	渡部峰明	教 育 長	江 添 信 城
福祉介護課長	渡部栄二	学校教育課長	玉 木 周 司
健康増進課長	小 瀧 武 彦	生涯学習課長	五十嵐 博 文

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	長谷川 浩 一	議会事務局主査	渡 部 和 徳
--------	---------	---------	---------

令和2年第4回議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年5月15日 午前11時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第7 議案第3号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第2次）の専決処分の承認について

日程第8 議案第4号 令和2年度西会津町一般会計補正予算（第3次）

日程第9 議案第5号 令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）

閉 会

○議長　ただ今から、令和2年第4回西会津町議会臨時会を開会します。(11時15分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、長谷川浩一君。

○事務局長　ご報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり5件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。

なお、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、4番、秦貞継君、7番、小柴敬君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月15日の1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

従って、会期は本日5月15日の1日間に決定しました。

日程第3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長　(町長提案理由の説明)

○議長　日程第5、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、渡部峰明君。

○町民税務課長　議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたように、地方税法の一部を改正する法律が本年4月30日に公布され、4月30日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定

により、改正法令の公布日と同じ、本年4月30日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

本条例の主な改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の改正に伴う町税条例の改正であります。

それでは議案書に基づき、改正内容につきましてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表1ページをご覧ください。

西会津町税条例の一部を次のとおり改正する。

附則第10条は、読替規定であります。地方税法附則に新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな規定が追加されたことに合わせ、改正を行うものであります。

附則第10条の2は、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合について規定しており、法改正に伴い、新たに第28項を追加するものであります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税についての規定であります。法改正に合わせ、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期間を6カ月延長し、令和2年9月30日から令和3年3月31日に改めるものであります。

次に、附則第24条であります。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、新たに追加するものであります。

次に附則について申し上げます。

この条例は、令和2年4月30日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第1号、西会津町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長 議案第2号、西会津町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策、第2弾に基づき、新型コロナウイルスに感染するなどして、療養のため労務に服することができない被用者に対して、傷病手当金の支給を行うよう、国から各保険者に要請がなされたことに伴い、福島県後期高齢者医療広域連合においても、傷病手当金の支給を行うこととしたことから、県広域連合の関係条例が去る4月27日に公布・施行されたところであります。

これにより、本町の後期高齢者医療に関する条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、広域連合の改正条例の公布日と同日の、4月27日付で専決処分により調整いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

条例改正内容のご説明の前に、傷病手当金制度の概要についてご説明申し上げますので、議案第2号参考資料をご覧ください。

制度の概要であります。対象者は、給与等の支払いを受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日となります。

支給額は、直近の3カ月に支給を受けた給与等を基に日額を算出し、その金額の3分2に相当する額に支給対象日数を乗じた額となります。ただし、給与収入の全部または一部を受け取ることができる方に対しては、傷病手当金が調整される場合があります。

適用期間は、令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間となりますが、入院が継続する場合などは最長1年6月まで適用されます。

市町村及び広域連合の事務につきましては、市町村は傷病手当金の申請書受付事務を行い、広域連合が申請書の審査及び支給を行うこととなります。

それでは、改正内容をご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表の5ページをご覧ください。

西会津町後期高齢者医療に関する条例第2条第7号の次に、第7号の2として、広域連合条例附則第1条の2に定める傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、多賀剛君。

○多賀剛 後期高齢者医療で、本町で給与等の支払いを受けている被保険者っていうのは、実際どのくらいいらっしゃるのか、分かったらお示してください。

それと、いわゆる支給に関する申請の受け付けは町ですということですが、いわゆるこの傷病手当が出るよっていう周知は、これは広域でやってくれるんでしょうか、町でやるのかそれも合わせてお尋ねいたします。

○議長 健康増進課長。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。4ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款、国庫支出金、2項2目、民生費国庫補助金、6億2,286万8千円の増は、特別定額給付金事業補助金の新規計上であります。

5ページをご覧ください。歳出であります。

3款、民生費、1項5目、特別定額給付金給付事業費、6億2,286万8千円の新規計上は、給付事業に係る会計年度任用職員の給料、184万7千円、職員の時間外手当などの職員手当等、214万3千円、会計年度任用職員の社会保険料等の共済費、28万6千円、コピー機や事務用品など消耗品等の需用費、120万円、郵便料等の役務費、119万円、申請に係るシステム改修委託料、500万円、特別定額給付金、6億1,120万円などです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　1点お伺いいたします。

特別定額給付金事業でございますが、先程の全協の説明で、今1,765世帯申請があったということですが、まだ900世帯ぐらい申請がない状況でございます。

これ一番心配しているのは、高齢者が多い本町において、来たくても来れないとか、もし申請したくても申請できないような方がいないのかどうか、それを心配しておりまして、そういった方のフォローアップとか、もしくは周知等っていうのは、行っているんでしょうか。もしくは今後そういう計画があるのかどうかお示してください。

○議長　町民税務課長。

○町民税務課長　ご質問にお答えいたします。

先程町長からもお話しがございましたけれども、昨日現在で1,765件ということで、67.9パーセントの申請率でございます。まだまだ全世帯2,601現在ありまして、約850世帯ほどございますが、現在臨時窓口、郵送申請等で申請書を受け付けしてございます。5月いっぱいまでは臨時窓口と延長窓口を利用しまして申請を受け付けするというような体制を取ってございます。

その後、申請をされていない方につきましては、追跡で申請をしてくださいというような、郵送で申請を促すことを考えてございます。なお、ケーブルテレビ等でも周知を図ってまいりたいと考えてございます。

高齢者の方に対しましては、まず代理申請もできるということは一つございます。それでも未申請の方が多い場合ですと、電話なり自治区に出向くなり、そういったこともちょっと検討してまいりたいなことでは考えております。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　我々のような足があって、インターネットも使えるような方々はいいと思うんですけども、そういった情報が入ってこない、申請したくてもできないっていう方のフォローは非常に大事だと思います。

そこに関して今、出向くという話しも出ましたので、そういった形でとにかく漏れのないように今後やっていくべきだと思いますので、出向く等の方針はどのような、多岐にわた

ってやるのか、それとか、どのように漏れのないように出向くのか、今のところ考えてるものがあればお示してください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 再質問にお答えをいたします。

今後、一段落ついた段階で、6月以降になると思うんですけども、現段階では、多いような地区には特に集会所等にですね、出向いて申請を受け付けられればと思うんですけども、その分給付が遅れるということはご理解いただきたいと思います。

ただ、ちょっと申請受付状況がまだ4割ほど残っておりますので、若干その動向を見ながら最良の方法ちょっと考えていきたいなどは考えております。

○議長 4番、秦貞継君。

○秦貞継 今のお話しは今後の動向ってということだと思うんですけども、申請されない方にもいろんなパターンがあると思います。そういったものの分析等を行うのかどうかと、今、集会所ということですけども、個別の訪問等も視野に入れる考えはないのか最後にそこだけお伺いいたします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 まず、申請できない方の分析といいますとですね、直接お話ししなければ分からないという部分もございますので、もし連絡が取ればそういう電話での申請をおすすめすると、どういう課題があるのかってということもお聞きしながら対応していければなということで考えてございます。

個別訪問につきましては、それも状況によって対応が変わってくるのかなと。ただ申請されない方で個別となりますと、申請期間がかなり受け付けから3か月というような期限も設けられておりますので、できるだけ対応をしてみたいと考えてございますが、現段階では課題についてどう対応するかってということを見極めたうえで検討してみたいと思います。

○議長 7番、小柴敬君。

○小柴敬 1点お聞きいたします。

この定額給付事業ですけども、5月8日付でそれぞれの各世帯主のほうに申請書を送付されました。それで、その後にですね、生まれた方あるいは亡くなった方、そういったことに対する国の指針というか、あと町の対応というかそれについて1点お聞きしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず給付の対象者でございますが、基準日が4月の27日でございます。その日までに生まれた方については受給権があると、28日以降に生まれた方については受給権がないということでございます。

亡くなられた方につきましても、27日より前ですと、亡くなられた方は受給権がないと、28日以降は受給権があるということで、基準日が4月27日でございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 今回の特別定額給付金の申請書、届きまして私も見ましたけれども、あの申請

書には私は給付金はいらぬよと、チェックすればいらぬよという項目もありましたけれども、現在そのいらぬよって言われた方はおりましたでしょうか。お尋ねします。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。

申請で受給しないという方はおりませんでした。現在のところゼロでございます。

○議長 9番、多賀剛君。

○多賀剛 それなら安心しましたけども、窓口申請だったら確認はその辺はしっかりとれると思いますが、郵送で受け付けする申請書に関しましては、あのいらぬよってチェック入れるところは本当に虫眼鏡でよく見ないと見えないほど、小さい字で書いてあるんです。高齢者ばかりではないのかもしれないですけども、夜ね、蛍光灯の下で見たら分からない。空欄があればチェックして出す、というようなケースも考えられます。

ですから万が一その郵送受付でいらぬよのところをチェックされたところは、私は確認してもらふ必要があると。本当にいらぬよですかと。その辺の気配りもしっかり対応していただきたいなと思っておりますがいかがでしょうか。

要はその確認をしっかりして、意図しないところでいただけないというようなことがないようにしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先程説明漏れで大変申し訳ございませんが、確かにチェックを入れた方はいらっしゃいました。それは確認させていただいて間違えてチェックをされたという方でございますので、それは受給されるように訂正をさせていただいております。その辺も対応をしっかりとしてまいりたいと思っております。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第2次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第3号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第2次)の専決処分の承認については原案のとおり承認することに決しました。

日程第8、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第3次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算(第3次)の調整につい

て、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。町民から感染者を出さない、高齢者及び児童生徒への支援、町内事業者への支援の三つを柱とした町独自の新型コロナウイルス感染症対策に係る関係経費の予算計上などです。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の一般会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,233万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億6,601万9千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款、国庫支出金、2項1目、総務費国庫補助金、7,149万7千円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新規計上です。

2目、民生費国庫補助金、710万円の増は、国が実施する子育て世帯臨時特別給付金事業補助金の新規計上です。

17款、繰入金、2項1目、財政調整基金繰入金、3,373万4千円の増は、今次補正で不足する財源として繰り入れるものであります。

7ページをご覧ください。歳出です。

まず、3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費、730万円の増は、一人暮らし高齢者等への弁当配食事業等に係る町社会福祉協議会への業務委託料、190万円及び新型コロナウイルス感染症予防対策として実施する西会津診療所の改修等に係る経費の国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰入金、540万円の計上によるものであります。

3款、民生費、2項2目、児童措置費、860万6千円の増は、新型コロナウイルス感染症対策として国が実施します子育て世帯臨時特別給付金事業に係るシステム改修委託料、200万円及び給付金、500万円。また、町の単独事業として実施します、ひとり親世帯給付金、150万円の計上によるものであります。

4款、衛生費、1項2目、予防費、1,230万円の増は、高校生以上の町民1人当たり25枚を配布する予定の不織布マスクや町内高齢者施設等で使用する防護服などの購入に係る消耗品の計上です。

8ページをご覧ください。

6款、農林水産業費、1項3目、農業振興費、85万円の増は、農林産物の販売体制を強化するため道の駅のミネラル野菜の家に導入します大型冷蔵庫購入費77万円などの計上です。

7款、商工費、1項2目、商工振興費、7,727万5千円の増は、町内での消費喚起を図るため、町民1人当たり5千円の商品券を配布します消費応援商品券事業に係る印刷製本費、30万3千円、郵便料、113万8千円、世帯リストや宛名シールの帳票等一括作成業務委託料、28万4千円、マスクや消毒液の購入などに対する新型コロナウイルス感染予防対策企業補助金、1千万円、オンラインショップ開設に係る支援補助金、250万円、中小企

業融資制度資金利子補給補助金、305万円、休業・時間短縮営業等の感染拡大防止の協力や国の持続化給付金への上乗せ補助など、町内の事業所等に対する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、2,950万円、消費応援商品券、3,050万円などの計上であります。

9ページをご覧ください。

10款、教育費、1項2目、事務局費、600万円の増は、臨時休校が発生した場合でも良好な学習環境を確保するために、西会津中学校全生徒分のタブレット端末を購入するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第3次）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

従って、議案第4号、令和2年度西会津町一般会計補正予算（第3次）は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、小瀧武彦君。

○健康増進課長　議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）についてご説明申し上げます。

今次補正予算は、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、診療施設勘定において、新型コロナウイルス感染症対策として、診療所の改修などに係る所用額を計上したところであります。

なお、事業勘定につきましては、今次補正予算はありません。

それでは予算書をご覧ください。

令和2年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,989万9千円とする。

第2項、診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。歳入であります。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金、540万円は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う一般会計からの繰入金であります。

続きまして歳出です。併せて議案第5号参考資料をご覧ください。

1款、総務費、1項1目、一般管理費、490万円は、現在、発熱などの症状がある方が受診する際は、事前に電話をいただき、一般の受診者と接触しないよう時間を指定して来院していただき診察するなどの感染防止対策を実施しておりますが、感染防止対策をさらに強化するため、西会津診療所玄関や待合室を通らずに、南側と北側にある部屋、図面で申し上げますと、桃色の色が着色してある部屋でございますが、この部屋へ症状がある方が屋外から直接入り、診察できるようにするため、掃き出し窓への改修費、300万円の計上と、現在、症状がある方を診察する部屋、桃色の着色の部屋でございますが、そこから外部へ電話ができないことから、保健所やほかの医療機関などへの外線通話ができるよう、コードレス電話へ変更するための電話設備の更新、及び今後の感染の拡大状況により、診療所医師が直接施設等に往診できない場合、訪問看護事業所利用者や福祉施設入所者等の状況の確認や施設スタッフとの打ち合わせを動画で行うためのタブレット端末機の購入費など、190万円の計上であります。

2款、医業費、1項2目、医療用消耗機材費、50万円は、医師や看護師などの防護用品としてキャップやガウン、フェイスシールド、ゴーグル、マスク、手袋などの購入費であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4番、秦貞継君。

○秦貞継　1点お伺いいたします。

今、写真こう分かりやすく出していただいて、非常に分かりやすかったですけれども、コロナウイルスすぐ収束する見込みはないような新聞報道等もよく出ておりますけれども、冬場の出入りにこの状態で支障はないんでしょうか、その辺の検証はされましたか。その1点お伺いいたします。

○議長　健康増進課長。

○健康増進課長　お答えをいたします。

冬場の出入りということでございますが、ここは、南側、北側両方でございますが、雪囲いを冬期間します。その雪囲いをしても雁木のような形で中を通れるような形で今回考えておりますので、冬期間も使っていきたいということでございます。

○議長　4番、秦貞継君。

○秦貞継　これ見ると雪崩がちょうどその入り口に落ちてくるようになってますよね。これ雪囲いだけで出入りの確保ってできるんですか。私は屋根の大きさ等も考えますと、除雪も非常に難しいような気がするんですけども、その辺はいかがでしょうか。今回上が

っている 300 万円の予算で問題なく使えるようにできるのでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

まず診療所の正面玄関のところから、建物に沿って進行をしていくような形で考えてお
りまして、雪の降り具合にも当然関わってくるかと思いますが、冬期間でも除雪をするな
り、そういった患者さんが来たときにはここを通過して直接部屋に入れるようにしてい
きたいと考えております。この 300 万の中で、冬期間の対応が必要な部分があれば実施し
ていきたいと思っております。

○議長 4 番、秦貞継君。

○秦貞継 南側はそのままに通れるとは思いますが、北側は建物の裏側になりま
すよね。そこに関して、今上がっている案で、窓を抜くだけの私はイメージなんですけ
れども、雪囲い等でフォローできるんですか。南側北側ともに問題なくできるかどう
か私ちょっと疑問なんですけれども、北側等に関して問題なく対処できるのでしょうか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

北側については、やはり積雪の懸念っていうのはありますが、今回 300 万円の工事費
の中で議員おただしのような対策を講じなければならない場合につきましては、冬期
間も使えるように業者さんのほうと相談して対応していきたいと思っております。

○議長 3 回の質問がありましたので。

1 2 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 今の質問と兼ねてとあともう一つ。

これからここで議決されれば工事が始まると思うんですが、工期といいますか完成は
いつを予定しておりますか。

それと今ほどの話ですが、正面玄関から雁木をつくって脇に行けば同じじゃない
ですか。一般の人達と接触するわけでしょう。その辺は今後検討して直接出入りしな
ければなんの意味もなくなっちゃうから、よく考えてほしいなと思っております。

それともう一つ。これ医師と看護師さんたちの動線といいますか、どのような
対応になるのか。結局一般の人達を診ながらこの人達を診るのか、それとも、
その医師と看護師は専属でその場で診察とかそういうものにあたるのか、先生
たちの出入りに関してどのように考えておられますか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 それではお答えをいたします。

まず 1 点目の工期につきましては、一応 7 月末を予定しております。

2 つ目の玄関で接触するのではないかということでございますが、先程の議案
のご説明の中でもお話ししましたとおり、まずあの発熱などがある方につきま
しては、基本的に診療所に電話をいただいて一般の受信者の方がいない時間
に来ていただくようにしております。それは今後も引き続き同じ対応をしま
すので、この正面玄関で一般の方と接触するというのは回避できるの
かなと考えております。

3 点目の医師の担当でございますが、現在も午前中につきましては医師 2 名体制で
外来

はやっております、そこに応援の医師、来ていただいておりますが、基本的には午後の夕方の患者の少ない時間にこういった方、来ていただきますので、そのときに往診に行っていない先生が対応すると、今のところ考えています。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 冬期間の屋根の関係は直せばできることだからそれは今後考えることにしても、その医師のね、それと看護師の出入りってどうしてもあるわけでしょう。そこにその部屋とかなんかに居なりになるっていうことはまずありえない話でしょう。なんぼ時間を区切ってやるにしても。何時間っていいのか、その状況によって変わると思うんだけど。ただこれ見るとその防護服だなんだかんだって着てやるんだと思うんだけどさ、そこで1回1回捨ててってやるのか、その辺のね、どう考えてるのかなと。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 お答えをいたします。

疑いの患者が来院したときには、当然医師、看護師につきましては、防護服をしっかりと対策を講じた上で診察をすることになります。

仮にですが、この部屋で診察をした場合ですが、当然そのままの形でまた一般の病棟に行くということは感染のリスクが高まりますので、その前に防護服を全て脱いで、手指消毒なり必要な対策をした上でまた診療所の方に戻るといった流れになるかと思えます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認になりますけれど、そうするとこういう特別な患者に関しては、1回1回防護服とかなんかの交代をして完全を期するといいますか、そういう解釈でよろしいですか。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 そのように対応してまいります。

○議長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

従って、議案第5号、令和2年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は以上をもって審議を終了いたしました。町長よりあいさつがあります。

○町長 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会は、専決処分の承認3件及び新型コロナウイルス感染症対策に係る町の独自支援策についての令和2年度一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算の5件について、ご審議をいただいたところではありますが、全議案について原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、ご承認をいただきました町の独自支援策をスピード感をもって実施に移し、町民の皆さんの命と健康を守るとともに、町内の経済活動支援に最大限取り組んでまいりますので、議員各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

○議長 これをもって令和2年第4回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(12時20分)